

過労死等に係る労災申請に関する書類等の労災防止研究に 向けた活用について

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター

＜研究の背景＞

現在、日本では過労死等が大きな社会問題となっています。これまで国は過労死等の防止に向けて、時間外労働時間の基準を定めたり、長時間労働者への面接を義務づけたりするなどの対策を実施してきました。平成26年11月には過労死等防止対策推進法が施行され、過労死等の防止への更なる取り組みが進んでいます。

この法律では、過労死等の防止のための調査研究を行うことが目的の一つになっています。この目的を達成するために、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所(以下、当研究所)に過労死等防止調査研究センターが設置され、過労死等の防止に関する調査研究を行っています
(<https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/overwork.html>)。

＜研究の目的＞

過労死等に係る労災申請は脳・心臓疾患について年間約900件、精神障害について年間約2,000件に上ります。過労死等防止調査研究センターで行う本研究では、平成22年1月1日から平成31年3月31日までの間に、全国の各労働基準監督機関において支給・不支給決定された、脳・心臓疾患又は精神障害の労災補償事案を収集・分析し、過労死等の防止に向けた研究を行うことを目的としています。

＜研究の方法＞

過労死等に係る労災申請に関する書類は各労働基準監督機関で複写され、厚生労働省に集約されたのち、当研究所に運ばれます。この関係書類に含まれる情報は、外部に接続されていないコンピュータにデータ(文字や数字)として入力されます。複数の事案をまとめることによって、大きなデータの集合体(以下、データベース)が作られます。データベースでは、氏名や事業場の名称等、個人や事業場が特定できるような情報を意味のない記号等に置き換えます。こうすることで、どの労働者の、どこの事業場の事案かが分からなくなります。このような処理を経てから、集計や分析を行います。この研究は、公益財団法人大原記念労働科学研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構と共同で進めます。

(裏面につづきます)

＜倫理的配慮＞

本研究は当研究所の研究倫理審査委員会によって審査され、承認されています（通知番号 H2708・H2803・H2903 [平成 22-26 年度業務上事案]、H2743・H2805・H2904 [平成 22-26 年度業務外事案]、H3009 [平成 27-28 年度業務上事案]、2019N20 [H29 年度業務上事案]、2020N04 [H30 年度業務上事案]）。複写された関係書類は当研究所のカギのかかる部屋に保管され、外部への持ち出しは厳禁となっています。電子化された情報も、鍵のある部屋で管理された場所に設置された特定のパソコンでしか確認できないようになっています。これらの部屋は許された者しか入室できないようになっています。本研究のデータや成果は研究目的以外には使用されることはありません。

＜研究成果の活用＞

氏名等の個人情報や事業場の情報を含めずに、集団（大人数）の結果としてまとめた研究成果は、厚生労働省に報告するとともに、インターネット、雑誌、学術集会、学術専門誌等に公表されます。

＜ご自身、ご家族又はご遺族の事案が本研究に使われている可能性のある場合＞

ご自身又はご家族の事案が本研究に使われている可能性があつて、そのような使用をご了承されない場合には、以下まで遠慮なくご連絡下さい。

ご本人であることを確認させていただいてから、該当する事案をデータベースから削除いたします。なお、このようなご請求をされても、何ら不利な取扱いを受けることはありません。

ご不明な点等ございましたら、以下までご連絡下さるよう、お願い申し上げます。

連絡先

〒214-8585 川崎市多摩区長尾 6-21-1

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター

電話：044-865-6111（代表電話番号） 内線 238、239

ファクス：044-871-8267

電子メール：rousaijian@h.jniosh.johas.go.jp